

広島県告示第102号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成29年3月2日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都品川区大崎一丁目11番1号 三井金属鉱業株式会社 代表取締役社長 西田 計治
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県竹原市塩町一丁目5番1号 三井金属鉱業株式会社 竹原製煉所

2 申請の内容

62-へ 非鉄金属製造業の用に供する湿式集じん施設1基を廃止し、62-ホ 非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設1基及び62-へ 非鉄金属製造業の用に供する湿式集じん施設1基を設置する。また、62-ホ 非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設6基及び汚水等の処理施設1基の処理の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 62-へ 非鉄金属製造業の用に供する湿式集じん施設1基 廃止

(その2) 新設

種 類	62-ホ 非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設（28-1錫スクラバー）	62-へ 非鉄金属製造業の用に供する湿式集じん施設（28-2MH湿式集じん施設）
能 力	処理風量 2,400m ³ /時	処理風量 3,600 m ³ /時

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日		工事後直ちに		工事後直ちに	
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに	
使用	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間 (なし)		24時間 (なし)	
	項目		通常	最大	通常	最大
排出される汚水等の状態	等	水素イオン濃度指数	13	13	8-12	12<
		化学的酸素要求量	10	15	5	10
		浮遊物質質量	<1	<1	<1	26
		窒素含有量	50	55	1	10
		リン含有量	0.1	1	0.1	1
法	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		1	3	0.3	1.4
	汚水等の排出先		総合廃水処理場		総合廃水処理場	

(その3) 62-ホ 非鉄金属製造業の用に供する廃ガス洗浄施設6基 使用の方法変更

(2) 汚水等の処理の方法
変更

		変更前	変更後
種	類	排水処理施設 (工程水一次処理施設A)	
形	式	中和・凝集	中和・凝集・沈殿
主要寸法	(単位:m)	φ4,000×4,350H	φ4,000×4,350H φ3,840×4,350H
汚水等の処理方法		還元・中和	還元・中和・凝集・沈殿

工期等	工事着手予定年月日	—	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	—	工事後直ちに
	使用開始予定年月日	—	完成後直ちに

(3) 排出水の汚染状態及び量

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成29年3月2日から平成29年3月23日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市市民生活部まちづくり推進課